

豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン骨子（案）についての意見・情報の募集

平成18年4月28日
農林水産省総合食料局

この度、「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン骨子（案）」について、下記により広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、提出いただいた意見・情報を考慮した上、「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」を決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

(1) 加工食品の原料原産地表示については、商品の品質に関する情報を適切に提供する観点から、積極的に推進されているところです（平成18年10月から生鮮食品に近い20食品群については、原料原産地表示が義務化されます。）。

(2) 豆腐・納豆の原料大豆の原産地表示については、義務化されないものの、大豆は平成19年産から実施される品目横断的経営安定対策の対象品目であり、国産大豆の生産・流通及び実需者の原料調達構造が大きく変化することを踏まえ、消費者の適切な商品選択に資するため、原料大豆の原産地表示を推進していくことが求められているところです。

(3) このため、学識経験者、消費者、大豆生産・流通関係者、豆腐・納豆製造業者団体の代表者等で構成する「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会」を3月22日及び4月24日の2回開催し、本案を作成したところです。

については、本案について、意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省総合食料局食品産業振興課において配付及び農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp>) において掲載します。

3 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出（クリックして下さい。）

(2) 郵便 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省総合食料局食品産業振興課
食品第1班

(3) ファクシミリ 03-3502-0614 農林水産省総合食料局食品産業振興課
食品第1班宛て

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人の方は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合がありますので、御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨書き添えて下さい。）。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報の提出の締切日

平成 18年 5月28日（郵便の場合は消印有効）

6 その他

意見・情報募集の対象となる「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン骨子（案）」については、別添のとおりです。

【問い合わせ先】

農林水産省総合食料局食品産業振興課食品第1班

担当 山田（啓）、山田（謙）

電話 03-3502-8111（内線5666、5667）

直通 03-3502-8260

FAX 03-3502-0614

豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン骨子（案）

平成 1 8 年 4 月

農林水産省総合食料局食品産業振興課

目 次

I 趣旨	1
II ガイドラインの位置付け	1
III 対象業者について	2
IV 対象品目について	2
V 原料原産地表示の方法について	3
1 原料原産地表示に関する基本的考え方	3
2 表示する原料原産地の名称	3
3 原料原産地表示の箇所及び方法	3
4 複数の原産国の大豆を使用する場合の原料原産地表示	6
5 原料原産地表示を補完する表示	12
6 留意事項	13

I 趣旨

加工食品の原料原産地表示については、商品の品質に関する情報を適切に提供するという観点から積極的に推進されており、生鮮食品に近い20食品群について、平成18年10月2日以降に製造されるものから原料原産地表示が義務化される。

一方、豆腐・納豆の原料大豆の原産地表示については、平成16年3月24日開催の「食品の表示に関する共同会議」において、「豆腐、納豆については、身近な食品であり義務表示が必要との意見がある一方、原料の混合、切り替えが頻繁に起こること、中小零細企業が多くその都度包装を変更することは困難なこと等から、直ちに義務化のための告示は行わず、ガイドライン又は公正競争規約などにより表示の普及に努める」とされたところである。

また、大豆は平成19年産から実施される品目横断的経営安定対策の対象品目であり、国産大豆の生産・流通及び実需者の原料調達構造が大きく変化することが見込まれている。

こうした状況を踏まえ、豆腐・納豆の製造業者（豆腐・納豆の販売業者が製造業者との合意等により製造業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者。以下「豆腐・納豆の製造業者等」という。）の自主的な原料大豆の原産地表示の取組が推進されるよう、「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」を策定する。

II ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、消費者の商品選択に資する情報提供を行うとの観点から、豆腐・納豆の製造業者等が自主的に原料大豆の原産地を表示する上での指針であり、豆腐・納豆の製造業者等に原料大豆の原産地表示の自主的な取組を促すためのものである。

Ⅲ 対象業者について

本ガイドラインは、事業規模の大小に関わりなく全ての豆腐・納豆の製造業者等を対象とする。

Ⅳ 対象品目について

(1) 本ガイドラインは、豆腐については日本国内で製造される豆腐のうちその大半を占める「もめん豆腐」、「きぬごし豆腐」及び「充填豆腐」であって、容器に入れ、又は包装されたものを対象とする。

納豆については、日本国内で製造される納豆であって、容器に入れ、又は包装されたものを対象とする。

(2) ただし、「もめん豆腐」、「きぬごし豆腐」及び「充填豆腐」以外の豆腐であって容器に入れ、又は包装されたものについても、本ガイドラインに則って、原料大豆の原産地表示を行うことが望ましい。

また、インストア（店内加工調理施設）等で製造された商品で容器に入れていない、又は包装されていないものについても、店頭でのポップ表示や掲示板等の活用等により、積極的な情報提供を進めることが望ましい。

V 原料原産地表示の方法について

1 原料原産地表示に関する基本的考え方

原料大豆の原産地表示は、原則として加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号。以下「品質表示基準」という。）の規定に基づいて実施するものとする。

2 表示する原料原産地の名称

国産の大豆を使用している場合にあっては国産である旨を、外国産の大豆を使用している場合にあっては原産国名を記載する。ただし、国産の大豆を使用している場合にあっては、国産である旨の記載に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名を記載することができる。

なお、国産である旨の具体的な記載方法は、国産又は日本のいずれかとする。

3 原料原産地表示の箇所及び方法

(1) 原料原産地名の表示は、原則として一括表示部分に記載する。

(2) 原料原産地名を一括表示部分に表示することが困難な場合には、一括表示部分に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる（ただし、4(2)(品質表示基準の考え方を踏まえた具体的な表示例)の場合を除く。）。この場合における一括表示部分への記載箇所の表示は、消費者がすぐにその記載箇所を見つけられるように具体的な内容とする。例えば、「商品名下部（上部、左部、右部）に記載」、「枠外下部（上部、左部、右部）に記載」のように記載する。

(3) 原料原産地名の表示は、印字、シール等で対応することも可能である。

(品質表示基準に基づく具体的な表示例)

① 原材料名に括弧書きで表記

名 称 豆腐
原材料名 大豆(国産)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
内容量 350グラム
賞味期限 平成××年××月××日
保存方法 10℃以下で保存してください。
製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

② 原料原産地名部分による表記

名 称 納豆
原材料名 大豆、納豆菌
原料原産地名 アメリカ
内容量 50グラム
賞味期限 平成××年××月××日
保存方法 10℃以下で保存してください。
製造者 ○○納豆(株)○○市○○町1-1

③ 一括表示部分以外に記載する表記

名 称 豆腐
原材料名 大豆、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
原料原産地名 商品名下部に記載
内容量 350グラム
賞味期限 平成××年××月××日
保存方法 10℃以下で保存してください。
製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

十
商品名下部に記載(印字、シール添付でも可)

原料大豆の原産地名
アメリカ

- ④ 本商品に使用した原料の原産地名
に○を打刻する表記

名 称	豆腐
原材料名	大豆、凝固剤（（塩化マ グネシウム）「にがり」）
原料原産地名	アメリカ カナダ、 中国
内容量	350グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してく ださい。
製造者	〇〇豆腐（株）〇〇市〇〇 町1-1

注) この商品の原料大豆の原産地は
○で印字しています。

4 複数の原産国の大豆を使用する場合の原料原産地表示

(1) 複数原産国の大豆を混合しており、原産地が2カ国以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載する。

(品質表示基準に基づく具体的な表示例)

名 称	豆腐
原材料名	大豆(アメリカ、カナダ)、 凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
内容量	350グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇豆腐(株)〇〇市〇〇 町1-1

なお、実際の製造に当たっては、3カ国以上の大豆を混合している場合はほとんどないが、原料大豆の調達状況によっては、混合する場合が考えられる。その場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2カ国以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。ただし、より多くの原産地について情報提供が可能な場合は、積極的に記載することが望ましい。

(品質表示基準に基づく具体的な表示例)

① 原産地が3カ国以上であり、全て記載する場合

名 称 豆腐
 原材料名 大豆(アメリカ、カナダ、中国)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
 内容量 350グラム
 賞味期限 平成××年××月××日
 保存方法 10℃以下で保存してください。
 製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

② 原産地を2カ国以上記載し、それ以上を「その他」として記載する場合

名 称 豆腐
 原材料名 大豆(アメリカ、カナダ、その他)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
 内容量 350グラム
 賞味期限 平成××年××月××日
 保存方法 10℃以下で保存してください。
 製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

③ 都道府県名を記載する場合

名 称 豆腐
 原材料名 大豆(日本(北海道、茨城県)、アメリカ、カナダ)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
 内容量 350グラム
 賞味期限 平成××年××月××日
 保存方法 10℃以下で保存してください。
 製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

(2) 複数原産国の大豆を混合しており、原材料に占める重量の割合の多いものの順が頻繁に変動する場合、又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えている場合にあっては、大豆の品質面等で大きな違いが見られないとの観点から、その大豆が同一農業地域（「アメリカ、カナダの北米地域」又は「ブラジル、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ等の南米地域」）内で生産される場合に限って、これらの国の中で実際に原料として使用する予定のある大豆の原産国名のみを原産地として次の例により記載することができる。

ただし、この場合には、その表示の考え方及び詳細について回答できる旨を注釈として記載しなければならない。このため、製造日ごとに原料として使用した大豆の原産国や使用重量割合等の情報を管理する必要がある。

なお、同一農業地域内で生産される場合以外は、この表示は認められない。

(品質表示基準に基づく具体的な表示例)

① 一括表示部分に記載する場合
(北米地域の例)

名 称	豆腐
原材料名	大豆(アメリカまたはカナダ)、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
内容量	350グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇豆腐(株)〇〇市〇〇町1-1

注) 原料大豆の原産国は、当社における〇年度の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社お客様窓口(電話番号〇〇〇〇)にお尋ねください。

② 一括表示部分に記載する場合
(南米地域の例)

名 称	納豆
原材料名	大豆(ブラジルまたはアルゼンチンまたはポリビア)、納豆菌
内容量	50グラム
賞味期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇納豆(株)〇〇市〇〇町1-1

注) 表示してある原産国の大豆を適宜混合して使用しています。詳細は弊社お客様窓口(電話番号〇〇〇〇)にお尋ねください。

(品質表示基準の考え方を踏まえた具体的な表示例)

① 一括表示部分以外の近接した箇所に北米産である旨を記載する場合

名 称 納豆
原材料名 大豆、納豆菌
内容量 50グラム
賞味期限 平成××年××月××日
保存方法 10℃以下で保存してください。
製造者 ○○納豆(株)○○市○○町1-1

+

原料大豆は、北米産(アメリカまたはカナダ)を使用しています

注) 原料大豆の原産国は、当社における○年度の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社お客様窓口(電話番号○○○○)にお尋ねください。

② 一括表示部分以外の近接した箇所に南米産である旨を記載する場合

名 称 豆腐
原材料名 大豆、凝固剤((塩化マグネシウム)「にがり」)
内容量 350グラム
賞味期限 平成××年××月××日
保存方法 10℃以下で保存してください。
製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

+

原料大豆は、南米産(ブラジルまたはアルゼンチンまたはボリビア)を使用しています

注) 表示してある原産国の大豆を適宜切り替えて使用しています。詳細は弊社お客様窓口(電話番号○○○○)にお尋ねください。

(不適切な表示例)

- ① 一括表示部分内で同一農業地域外の原産国を「または」で記載する場合

名 称 豆腐
原材料名 大豆 (アメリカまたは日本)、凝固剤 ((塩化マグネシウム)「にがり」)
内容量 350グラム
賞味期限 平成××年××月××日
保存方法 10℃以下で保存してください。
製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

- ② 一括表示部分以外の近接した箇所に同一農業地域外の原産国を「または」で記載する場合

名 称 豆腐
原材料名 大豆、凝固剤 ((塩化マグネシウム)「にがり」)
内容量 350グラム
賞味期限 平成××年××月××日
保存方法 10℃以下で保存してください。
製造者 ○○豆腐(株)○○市○○町1-1

+

原料大豆は、北米産(アメリカまたはカナダ)または中国産を使用しています。

5 原料原産地表示を補完する表示

(1) 原料原産地表示を補完する情報提供として、商品パッケージに特定の原産地等の原材料を使用した旨を強調して表示する場合があるが、次の表示をする場合にあっては、加工食品品質表示基準の規定に関わらず、本ガイドラインにおいては、それぞれ次に定める場合に限ることとする。

① 国産大豆を使用している旨の表示

原料大豆に国産大豆のみを使用する場合

② ○○県産大豆を使用している旨の表示

原料大豆に○○県産大豆のみを使用する場合

③ 契約栽培大豆を使用している旨の表示

原料大豆に豆腐・納豆の製造業者と農業者・農業協同組合等の間で栽培方法、品種、購入量、作付面積等を取り決めた契約により栽培した大豆のみを使用する場合

(2) 加工食品品質表示基準の規定では、その特定の原産地等の原材料を一括表示部分以外に強調して表示する場合、当該原材料を100%使用しない場合は、同一の種類 of 原材料に占める重量の割合を記載すれば、強調した表示が可能であるが、消費者の誤認を排除し、表示への信頼性を確保する観点から、(1)の対応を進める。

6 留意事項

(1) 一つの製造ラインで、日々時間帯を区切って、異なる原産国の原料大豆を使用して商品が製造されている場合があるため、豆腐・納豆の製造業者においては、原料の切り替え時に発生する原産国の異なる原料の混入防止のために、必要な対応をしなければならない。

(2) 豆腐・納豆の製造業者等が適切な表示に取り組めるように、豆腐・納豆の製造業者等に対する納入業者等調達先からの原料の原産地情報の提供強化を推進する必要がある。

(3) 原料原産地表示に当たっては、原料の原産地情報の管理を徹底し、誤った表示を行わないようにしなければならない。また、表示の根拠とした仕入伝票その他関係書類の整理に努めなければならない。

(4) 本ガイドラインに規定する商品パッケージへの原料原産地表示の方法に加えて、

- ① 店頭でのポップ表示や掲示板等の活用
- ② インターネットを通じた情報提供
- ③ お客様相談窓口等消費者からの問い合わせ対応による情報提供等により、積極的な情報提供を進めることが望ましい。

(5) 大豆が原材料の大宗を占める豆腐及び納豆については、商品の特性をより消費者に対して伝える観点から、一括表示部分の「原材料名」について、次の例示にある原料を使用する場合には、それぞれ次に定める表示を行うことができる。なお、当然ながら、次の原料以外の原材料を使用する場合には、その原材料の表示も行う必要がある。

- ① 「中生光黒」、「いわいくろ」、「丹波黒」等の品種の黒大豆
「原材料名／黒大豆」
- ② 「青丸くん」、「キヨミドリ」、「あきたみどり」等の品種の青大豆
「原材料名／青大豆」